

平成 18 年 11 月 8 日

医療情報ネットワーク基盤検討会開催要領

1. 医療情報ネットワーク基盤検討会について

平成 15 年 6 月より厚生労働省医政局に設置された「医療情報ネットワーク基盤検討会」においては、医療情報の電子化についてその技術的側面及び運用管理上の課題解決や推進のための制度基盤について検討を行い、平成 16 年 9 月最終報告がとりまとめられた。

2. 背景・趣旨

平成 18 年 1 月、高度情報通信技術戦略本部（IT 戦略本部）から、「IT 新改革戦略」が発表された。かつての「e-Japan 戦略」に比べて医療情報の活用を重視した同戦略では、さまざまな医療情報による連携がメリットをもたらすものとし、連携の手法、またその要素技術について種々の提言がなされている。

その一つに「安全なネットワーク基盤の確立」が掲げられた。これに対し本検討会では、想定される用途、ネットワーク上に存在する脅威、その脅威への対抗策、普及方策とその課題等、様々な観点から、医療に関わる諸機関間を結ぶ際に適したネットワークの要件を定義することのみならず、さらには医療機関等における当該ネットワークの運用の指針も併せて提示することが求められる。

他方、平成 17 年 9 月に情報セキュリティ政策会議により決定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係わる基本的考え方」においては、「医療」を IT 基盤の重大な障害によりサービスの低下、停止を招いた場合、国民の生活に深刻な影響を及ぼす「重要インフラ」と位置づけ、医療における IT 基盤の災害、サイバーテロ等への対応を体系づけ、明確化することが求められている。

「医療」の IT への依存度等も適切に評価しながら、医療における災害、サイバーテ

口対策についての検討も、本検討会のスコープとする。

これら課題につき、医療の現状、ITの現状を適切に踏まえ、現実的な将来像を見据えた「医療のIT化」の安全確保に向け検討を行い、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改訂を行うため、本検討会を開催する。

2. 会議の位置付け

厚生労働省医政局長が必要に応じて検討会を召集し、検討課題毎に必要な応じてワーキンググループを設置する等、効率的に検討を進めることとする。

3. 主要な検討事項等

- (1) 医療機関等で用いるのに適したネットワークに関するセキュリティ要件定義
- (2) 自然災害・サイバーテロによるIT障害対策 等

IT新改革戦略より抜粋
(H18.1.19 IT戦略本部)

1. ITの構造改革力の追求

(1) 21世紀に克服すべき社会的課題への対応

実現に向けた方策

(医療情報化インフラの整備)

6. 厳格な本人確認を行いつつ診療情報等の安全な交換や参照を実現するため、HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure: 保健医療福祉分野の公開鍵基盤)、安全で安心なネットワーク基盤等を2008年度までに整備する。

重点計画2006より抜粋
(H18.7.26 IT戦略本部)

1. ITの構造改革力の追求

- ② 健康情報を活用した高度な予防医療の支援と医療機関による質の高い医療の実現

【具体的施策】

(1) 医療の情報化のための共通基盤の整備

- (イ) 安全かつ安価な大容量ネットワーク構築と
そのための技術開発(総務省、厚生労働省、
経済産業省)

2008年度までに、健康情報の安全・円滑な流通を実現するため、IP層での暗号化技術を活用し、必要時のみ通信経路を確保する技術を重点的に開発する。また、安全かつ円滑に健康情報を流通させるためにネットワークに求められるセキュリティ要件等について2007年度までに明確化する。さらに、医療・福祉等の分野における公共ネットワークなど既存のネットワークの活用に向け、セキュリティ要件を担保したネットワーク間接続等の取組を進める。

本検討会において、医療機関等で用いるのに適した
ネットワークに関するセキュリティ要件定義について検討

「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針」の概要について

- 証券取引や航空関連の情報システムの停止、重要情報の漏洩など、国民生活・社会経済活動の基盤となる重要インフラのIT障害が昨今多発。
- IT障害から重要インフラを防護するための全体計画として「重要インフラ情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定（平成17年12月13日：情報セキュリティ政策会議決定）。
- このうち、まず喫緊に対応すべきものとして、重要インフラ分野ごとの規範となる「安全基準等」を策定するにあたり、規定が望まれる事項（対策を行うべき事項）について、横断的に示した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針」を策定（平成18年2月2日：情報セキュリティ政策会議決定）。

※1 重要インフラ10分野：情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流

※2 重要インフラの各事業において発生する障害（サービスの停止や機能の低下等）のうちITの機能不全が引き起こすものを「IT障害」という。

重要インフラの「安全基準等」の指針

- ・ 分野横断的視点から、情報セキュリティ対策の実施にあたり、対応がなされていることが望ましい項目を列記

<4つの柱>

1. 組織一体体制及び資源の確保
2. 情報についての対策
3. 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策
4. 情報システムについての対策

<3つの重点項目>

1. IT障害の観点から見た事業継続性確保のための対策
2. 情報漏えい防止のための対策
3. 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策

これを受け、各重要インフラ分野において、「安全基準等」の策定・見直し
（医療分野においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の見直し）